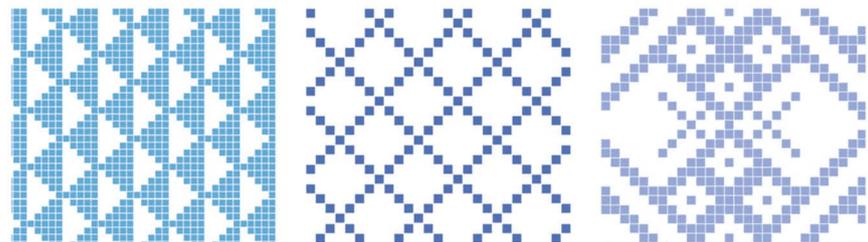
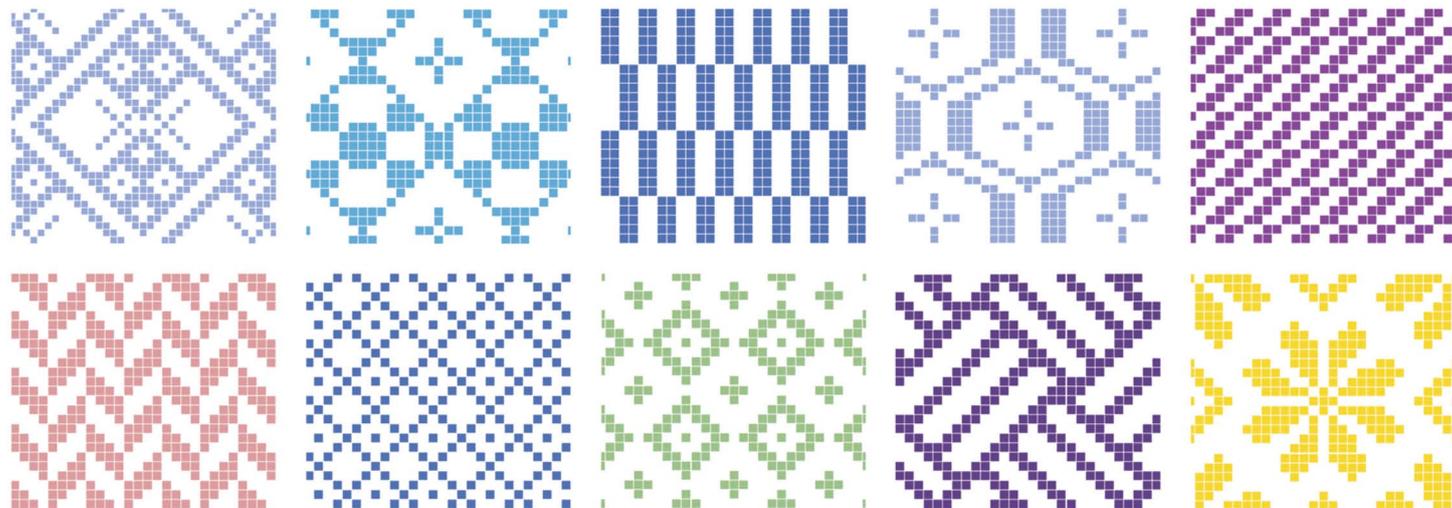


LOOK UP DISCLOSURE

2024年
9月末

東奥信用金庫の現状

半期ディスクロージャー



◆ ごあいさつ ◆

日頃皆さまには、東奥信用金庫をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。
 当金庫に対する皆さま方のご理解を深めていただくために、
 本年も半期ディスクロージャー誌を作成いたしました。
 本誌を通じて当金庫を一層ご理解いただき、ご信頼を賜れば幸いに存じます。
 私たちはこれからも、健全なる経営と相互扶助の精神をもって、地域の繁栄と産業の育成に奉仕し、
 役職員渾然一体となって、明るい職場、明るい家庭、明るい社会の建設に貢献してまいります。
 今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2024年11月
 東奥信用金庫 理事長 小中 雅彦

+ 経営理念 +

『地域の繁栄と地元中小企業の育成発展を目指す』

この経営理念は、「地域やお客さまの繁栄と地元中小企業の発展があってこそ当金庫があり、また役職員のためみない努力による安定した生活があってこそ金庫がある」という共存共栄の精神のもとに、当金庫の基本方針として確立されてまいりました。

当金庫は信用金庫の理念である「Face to Face」に立ち返り、これからも「笑顔が紡ぐ ミライのぬくもり」を合言葉に、地域の皆さまとともに歩んでまいります。



◆ 東奥信用金庫の概要 (2024年9月末現在) ◆

本店所在地 / 〒036-8182 青森県弘前市大字土手町81番地 Tel.0172-34-8400 (代表)

創設年月日	出資金	会員数	常勤役員数	店舗数
昭和46年7月1日	12億31百万円	21,231人	177人	15店舗

* 「りんご剪定枝和紙」を用いた「基本方針」の刷新について *

1927年10月「有限責任 弘前信用組合」として誕生した当金庫は2027年に創立100周年を迎えます。

当金庫は「人」を最大の経営資源と捉えており、創立100周年に向けて役職員のエンゲージメントを高め、より一層地域の皆様に貢献するため、「基本方針」を刷新いたしました。

新たな「基本方針」の店舗掲示に当たり、有限会社アサヒ印刷様(弘前市:代表取締役 漆澤 知昭)に依頼し、りんごの剪定時に生じる剪定枝や伐採材を原料とした和紙を用いて作成を行いました。

未利用資源となっているりんご剪定枝を再利用し、地域課題を解決するため、そして、青森県の魅力を広く発信していきたいという思いから、採用させて頂きました。

当金庫はこれからも、「明るい職場、明るい家庭、明るい社会の建設」に向けて、役職員一丸となり、地域経済の発展に寄与すべく努めてまいります。



◆ 経営相談室等の開催 ◆

当金庫では、経営者の方々の支援の一環として、公認会計士による「経営相談室」を定期的に開催しております。お客さまが抱えている経営上の課題等に対し、親身な対応、適切なアドバイスでお応えしております。

また、6月11日(火)には大鰐地区で、6月19日(水)には平川地区で、公益財団法人21あおり産業総合支援センターならびに各市町村や商工会等と合同での経営相談会も開催いたしました。

今後も課題解決型金融を深化させることで地域経済の発展に努めてまいります。

公認会計士による
「経営相談室」

2024年度上期

開催回数

相談者合計

4回

15先



✦ 金融リテラシー向上への取組 ✦

学校における金融教育が重視されている中、小・中学生、高校生を対象に借入時の金利差による返済額の違い等を説明し、お金の大切さを理解してもらうため、出前授業や体験学習を実施しております。

9月8日(日)には弘前市土手町で開催された「カルチャロード」に参加し、マネースクールを開催いたしました。

お金について楽しく学べる金融経済教育推進のコンテンツとして、金融庁がインターネットで公表しているドリルを用いて子ども向けに授業を行い、200名を超える方々にご参加いただきました。

当金庫では、今後も金融リテラシーの向上に取組んでまいります。

2024年度 7月 ●出前授業…尾上総合高等学校 ●インターンシップ…弘前東高等学校
9月 ●マネースクール…カルチャロード



※ 経営支援体制について ※

当金庫では、中小企業や個人事業主の皆さまが抱える経営に関するあらゆるご相談を、常時受付しております。また、より専門的なご相談には、外部機関と連携しながら対応しております。

- ①資金繰り支援 ②創業支援 ③経営改善支援
④ビジネスマッチング支援 ⑤事業承継支援

設置場所 東奥信用金庫各営業店

受付時間 平日(土・日・祝日を除く)
午前9:00～午後3:00



◆ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組 ◆

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまから、お借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2024年度上期
新規に無保証で融資した件数	136件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.66%
保証契約を解除した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

※本ガイドライン等の詳細については、ホームページをご覧ください。各営業店にお問い合わせください。

◆反社会的勢力との関係遮断に向けた取組◆



当金庫では、2007年6月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、暴力団等を始めとする反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進しております。

その取組みの一環として、2010年10月1日より普通預金規定等に「暴力団排除条項」を盛り込み、2012年9月には会員からの反社会的勢力排除を目的として定款の変更を行っております。これらにより、口座開設・会員加入等お申込みの際には、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただいております。さらには2014年8月より、普通預金規定等に導入している「暴力団排除条項」について、反社会的勢力の排除をより適切かつ有効に行えるよう、より実態に即した内容に改定するほか、新たに定期性預金規定等においても同様の「暴力団排除条項」を導入しております。

これにより、取引開始後に申込時の申告が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、すべての取引・契約を停止または解約させていただくこととなります。

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

✦ 地域密着型金融への取組 ✦



当金庫では、地域密着型金融(リレーションシップ・バンキング)の機能強化に積極的に取り組んでおります。

① 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域のお客さまの抱える課題に対して、金融機能の提供のみならず、非金融面を含めた情報・サービス提供力を一層強化し、その課題を解決して新たな資金需要に対応することとしております。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

地方公共団体および中小企業活性化協議会ならびに公認会計士等との連携を密にし、継続的な整備を図っております。

③ 中小企業の経営支援に関する取組状況

日常的・継続的な関係強化に努め、企業の経営目標や課題把握・分析ならびに企業のライフステージ等あらゆる局面における支援を行い、コンサルティング機能を発揮し、経営安定および経営改善支援に取り組んでおります。

- ①創業・新事業開拓の支援 ②成長段階における本業支援(ビジネスマッチ等販路拡大支援含) ③事業承継支援
- ④経営改善・事業再生・業種転換等の支援

④ 地域の活性化に関する取組状況

- ①関連機関との連携を図り、地域的、広域的な活性化支援を行っております。
- ②地域活性化に関する事業に対して、情報、ノウハウ、人材の提供を行っております。

※取組実績等、詳細については当金庫ホームページにも掲載しております。

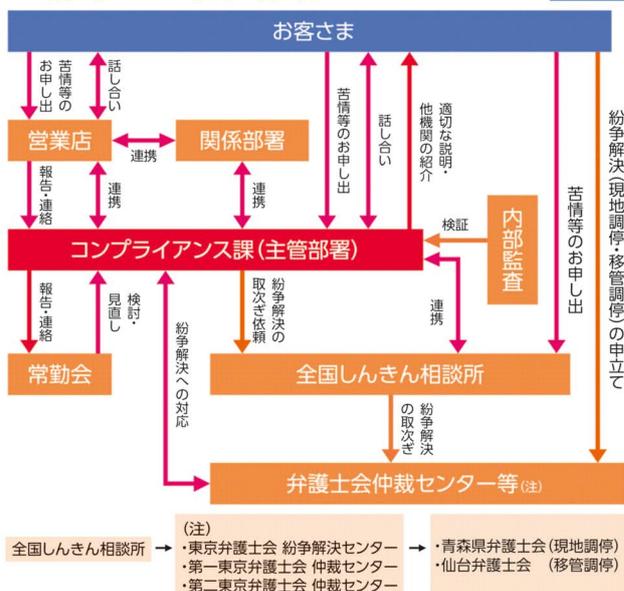
◆ 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 ◆



当金庫では、お客さまからの相談・苦情・紛争等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度(裁判外の紛争解決制度)を踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めております。

お客さまからの苦情等は営業店またはコンプライアンス課、あるいは一般社団法人全国信用金庫協会が運営する『全国しんきん相談所』をはじめとする他の機関でも受け付けております。また、紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することもできますので、コンプライアンス課または『全国しんきん相談所』へお申し出下さい。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。弁護士会の仲裁センター等では、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけるよう、現地調停や移管調停という方法も準備しております。

苦情等への取組体制



『東奥信用金庫コンプライアンス課』連絡先

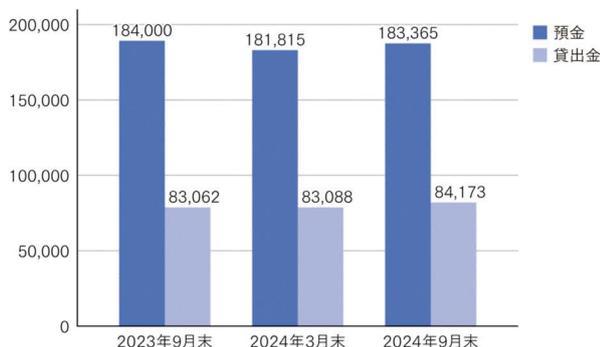
【受付媒体】電話、手紙、ファクシミリ、ホームページ、面談

TEL:0172(34)8409(受付時間:信用金庫営業日 9:00~17:00)
 FAX:0172(33)8403

※詳細については当金庫ホームページ、および各営業店に備え付けておりますポスター・パンフレットでご確認いただけます。

✦ 預金・貸出金残高及び収益の状況 ✦

預金は1,833億円、貸出金は841億円 (単位:百万円)



当期純利益は2億6百万円 (単位:百万円)



(単位:千円)

	2023年9月	2024年9月
業務純益	403,520	267,945
実質業務純益	406,583	267,945
コア業務純益	349,266	304,495
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	321,241	274,594

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

2024年9月末の預金残高は、1,833億65百万円で2024年3月末に比べ15億50百万円増加し、貸出金残高は841億73百万円で同10億85百万円の増加となりました。収益状況は、業務純益2億67百万円、経常利益2億58百万円、当期純利益2億6百万円となり、また投資信託解約損益を除いたコア業務純益は2億74百万円となりました。これも偏に地域の皆さまのおかげであり、当金庫はこれからも地域の専門的金融機関として皆さまのお役にたてるよう、地域貢献を第一義として努力を重ねてまいります。

◆ 貸出金の内訳 ◆

(単位:百万円)

業種区分	2023年9月末	2024年3月末	2024年9月末
製造業	1,307	1,300	1,239
農業、林業	382	390	490
鉱業、採石業、砂利採取業	206	206	201
建設業	3,793	4,037	3,643
電気・ガス・熱供給・水道業	78	73	66
情報通信業	1	1	0
運輸業、郵便業	1,318	1,258	1,325
卸売業、小売業	6,009	5,801	5,975
金融業、保険業	11,750	11,760	12,255
不動産業	17,336	17,242	17,132
物品賃貸業	14	15	15
学術研究、専門・技術サービス業	191	188	176
宿泊業	1,581	1,589	1,607
飲食業	1,127	1,118	1,224
生活関連サービス業、娯楽業	626	645	605
教育、学習支援業	472	434	420
医療、福祉	4,481	4,152	3,979
その他のサービス	3,137	3,120	3,552
小計	53,816	53,339	53,913
国・地方公共団体等	2,640	2,740	2,585
個人	26,605	27,007	27,675
合計	83,062	83,088	84,173

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

✦ 有価証券の時価情報 ✦

● 売買目的有価証券

2024年3月末及び2024年9月末ともに、該当ございません。

● 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	種類	2024年3月末			2024年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	4,870	4,926	56	4,970	5,004	34
	その他	699	701	1	-	-	-
	小計	5,570	5,627	57	4,970	5,004	34
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	5,078	5,056	△21	6,287	6,237	△49
	その他	100	95	△4	899	887	△12
	小計	5,178	5,152	△25	7,187	7,125	△62
合計	10,748	10,780	31	12,157	12,129	△27	

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

● その他有価証券

(単位:百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	種類	2024年3月末			2024年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	6,700	6,555	145	4,841	4,732	108
	国債	2,058	1,928	130	1,821	1,719	102
	地方債	3,006	3,000	6	2,001	2,000	1
	社債	1,635	1,626	8	1,017	1,013	4
その他	5,427	5,176	251	5,316	5,078	238	
小計	12,128	11,731	396	10,158	9,810	347	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	30,449	33,256	△2,807	29,693	32,926	△3,232
	国債	19,466	21,983	△2,516	18,669	21,578	△2,908
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	10,982	11,272	△290	11,023	11,348	△324
その他	11,190	11,720	△529	10,665	11,167	△501	
小計	41,640	44,976	△3,336	40,358	44,093	△3,734	
合計	53,768	56,707	△2,939	50,517	53,904	△3,387	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

● 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

種類	2024年3月末		2024年9月末	
	貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表計上額	取得原価
非上場株式	11	-	11	-
信金中央金庫出資金	1,009	-	1,009	-

◆単体自己資本比率(国内基準)◆

2024年9月末は14.07%



金融機関の経営の健全性を示す重要な目安としてよく使われる指標が「自己資本比率」です。信用金庫のように国内だけで業務を行う金融機関の場合、この自己資本比率が4%以上であれば健全で問題のない金融機関とされています。

当金庫の2024年9月末の自己資本比率は14.07%です。

今後も健全経営に徹し、自己資本の充実に努めてまいります。

◆自己資本の構成に関する事項◆

(単位:千円)

項目	2024年3月期	2024年9月期
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,522,123	10,713,681
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,246,142	1,231,094
うち、利益剰余金の額	9,300,243	9,482,587
うち、外部流出予定額(△)	24,232	-
うち、上記以外に該当するものの額	△ 30	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	132,436	132,019
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	132,436	132,019
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,654,559	10,845,701
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	16,691	16,099
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	16,691	16,099
前払年金費用の額	178,075	202,049
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	194,767	218,148
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,459,792	10,627,552
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	70,573,869	70,806,888
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,708,150	4,708,150
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	75,282,020	75,515,038
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.89%	14.07%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

区 分	2024年3月期		2024年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 ※1	70,573,869	2,822,954	70,806,888	2,832,275
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	70,573,869	2,822,954	70,806,888	2,832,275
(i) ソブリン向け ※3	791,899	31,675	740,272	29,610
(ii) 金融機関向け	10,594,418	423,776	11,426,240	457,049
(iii) 法人等向け	15,941,488	637,659	16,683,858	667,354
(iv) 中小企業等・個人向け	14,701,564	588,062	14,870,217	594,808
(v) 抵当権付住宅ローン	3,526,889	141,075	3,477,625	139,105
(vi) 不動産取得等事業向け	8,419,126	336,765	7,542,512	301,700
(vii) 三月以上延滞等 ※4	90,768	3,630	78,660	3,146
(viii) 上記以外 ※5	16,507,715	660,308	15,987,500	639,500
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 ※6	4,708,150	188,326	4,708,150	188,326
ハ 単体総所要自己資本額(イ+ロ) ※7	75,282,020	3,011,280	75,515,038	3,020,601

(注) ※1 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

※2 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

※3 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

※4 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

※5 オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセットは「(viii)上記以外」に計上しております。

※6 オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

※7 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)				
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年3月末	525	525	268	257	99.99	100.00	
	2024年9月末	917	917	258	659	100.00	100.00	
危険債権	2024年3月末	2,473	2,402	1,241	1,160	97.12	94.23	
	2024年9月末	1,990	1,918	1,174	744	96.38	91.19	
要管理債権	2024年3月末	948	646	567	78	68.08	20.54	
	2024年9月末	939	641	563	77	68.26	20.63	
	三月以上 延滞債権	2024年3月末	2	2	2	0	97.50	76.81
		2024年9月末	0	0	-	0	8.25	8.25
	貸出条件 緩和債権	2024年3月末	946	643	565	78	67.99	20.50
		2024年9月末	938	641	563	77	68.26	20.63
小計(A)	2024年3月末	3,947	3,573	2,076	1,496	90.52	80.00	
	2024年9月末	3,847	3,477	1,996	1,481	90.38	80.01	
正常債権(B)	2024年3月末	79,271						
	2024年9月末	80,445						
総与信残高 (A)+(B)	2024年3月末	83,219						
	2024年9月末	84,293						

(注) 1 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

とうしんのネットワーク

(2024年11月末現在)

●営業地域のご案内

弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、
青森市、つがる市、
中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
(板柳町、鶴田町)



●店舗のご案内

店名	住所	電話番号	ATM	自動機稼働時間			
				平日	土・日・祝日		
弘前市							
本部・本店	弘前市大字土手町81	(本部)0172-34-8400 (本店)0172-34-8406	現 繰 力	8:00~21:00	8:00~19:00		
下町支店	弘前市大字新町167-21	0172-33-4700	現 繰 力				
大町支店	弘前市大字大町3丁目2-1	0172-33-5100	現 繰 力				
和徳支店	弘前市大字和徳町11-5	0172-35-0456	現 繰 力				
岩木支店	弘前市大字賀田1丁目4-7	0172-82-3211	現 繰 力				
富田支店	弘前市大字富田町197-1	0172-34-5669	現 繰 力 税				
浜の町支店	弘前市大字浜の町東3丁目2-22	0172-34-5221	現 繰 力 税				
城東支店	弘前市大字外崎1丁目1-2	0172-27-2100	現 繰 力 税				
黒石市							
黒石支店	黒石市大字前町6-1	0172-52-4231	現 繰 力 税				
平川市							
尾上支店	平川市尾上栄松86-1	0172-57-3311	現 繰 力				
平賀支店	平川市本町平野16-5	0172-44-3151	現 繰 力				
五所川原市							
五所川原支店	五所川原市字布屋町10-6	0173-35-6161	現 繰 力				
南津軽郡							
大鰐支店	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田63-1	0172-48-2227	現 繰 力				
藤崎支店	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡1-2	0172-75-4101	現 繰 力 税				
田舎館支店	南津軽郡田舎館村大字畑中上野170-1	0172-58-2131	現 繰 力 税				

☑ サテライト店舗(預金特化型店舗)

☑ 昼時間窓口休業店舗

大町支店、浜の町支店(11:30~12:30)

大鰐支店、岩木支店、尾上支店、藤崎支店、田舎館支店(12:00~13:00)

ATM機能アイコンのご説明

現 現金振込可能

繰 通帳繰越可能

力 視覚障がい者対応

税 振込カード発行可能

☑ 地方税統一QRコード納付可能

※半期情報開示は当金庫の経営内容をより一層ご理解いただくため、自主的に開示するものです。信用金庫の決算は年1回(3月末)に行うことになっているため、本誌掲載の2023年9月末、2024年9月末の計数については、会計監査人の監査を受けておりません。

※計数は単位未満を切り捨てて表示しておりますので、各内訳欄と合計欄の計数は必ずしも一致しません。

発行 東奥信用金庫

住所 〒036-8182

弘前市大字土手町81番地

TEL 0172-34-8400(代表)

発行年月 2024年11月

編集 総合企画部

ホームページアドレス <https://www.shinkin.co.jp/toshin/>



●店外ATMコーナー

店名	自動機稼働時間	
	平日	土・日・祝日
弘前市		
弘前アプリーズ	8:00~21:00	8:00~21:00
ユニバース南大町店出張所	8:00~21:00	8:00~21:00
さくら野弘前店出張所	9:00~20:00	9:00~20:00
シーナシーナ弘前共同出張所	10:00~20:00	10:00~20:00
ユニバース城東店出張所	9:00~21:00	9:00~21:00
イオンタウン弘前樋の口出張所	9:00~21:00	9:00~21:00
茂森出張所	8:00~21:00	8:00~19:00
松原出張所	8:00~21:00	8:00~19:00
黒石市		
マックスバリュ黒石店出張所	8:00~21:00	8:00~21:00
五所川原市		
エルムショッピングセンター	9:00~21:00	9:00~21:00
南津軽郡		
田舎館村役場	8:00~21:00	±9:00~19:00 ☑ 日祝9:00~17:00